

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月29日 18時30分ごろ
発生場所	福岡県福岡市中央区那珂川那の津大橋付近 荒津大橋橋梁灯（L1灯）から真方位098° 1,390m付近 （概位 北緯33° 35.9′ 東経130° 24.0′）
事故の概要	遊覧船リバークルーズは、北北西進中、係留中の台船B-153に衝突した。 リバークルーズは、旅客1人が負傷し、船首部外板に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊覧船 リバークルーズ、4.4トン 293-25377福岡、個人所有 14.39m×3.91m×0.89m、FRP ディーゼル機関2基、50kW（合計）、平成3年8月 B 台船 B-153、133トン なし、株式会社繁栄工業 27.00m×7.00m×2.00m、鋼 機関なし、平成15年（建造）
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年6月13日 免許証交付日 平成26年6月25日 （平成31年6月24日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（旅客A） B なし
損傷	A 船首部外板に凹損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時 日没時刻：17時30分ごろ

事故の経過

A船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客5人を乗せ、福岡市中央区那珂川沿いを遊覧する目的で、平成29年10月29日18時15分ごろ那珂川に架かる福博^{ふくはく}であい橋近くの浮き棧橋を発進し、下流に向かって北北西進した。

船長は、A船が約5ノットの対地速力で那珂川に架かる那の津大橋に向かって航行中、合成樹脂製のオレンジ色の発光浮玉（以下「本件浮玉」という。）の灯光に気付き、本件浮玉の下流側にB船が係留されていることを知っていたので、本件浮玉から約15m離そうと思って航行した。

A船は、船長が、B船から離れて通過していると思い、目視でB船を確認しないで、船首方の那の津大橋を見ながら操船していたところ、その船首部がB船の左舷船首部に衝突した。

船長は、両船の損傷状況の確認及び旅客の安否確認を行ったところ、負傷者がいたので発進場所に戻り、消防署に通報して救急車の手配を要請した。

旅客Aは、衝突の衝撃で転倒し、救急車で病院に搬送され、頸椎^{けい}捻挫及び胸背部打撲傷と診断された。

B船は、那の津大橋の上流で那珂川左岸の河底に設置されている係留用のコンクリート製アンカーブロックに係留されており、同ブロックに連結して、本件浮玉がB船の船首側と船尾側それぞれに1個ずつ設置されていた。

B船船上には、毎5秒に1閃光^{せん}の黄色の標識灯を船首部と船尾部にそれぞれ1個ずつ設置されていた。

（写真1～写真3 参照）

写真1 A船（手前）

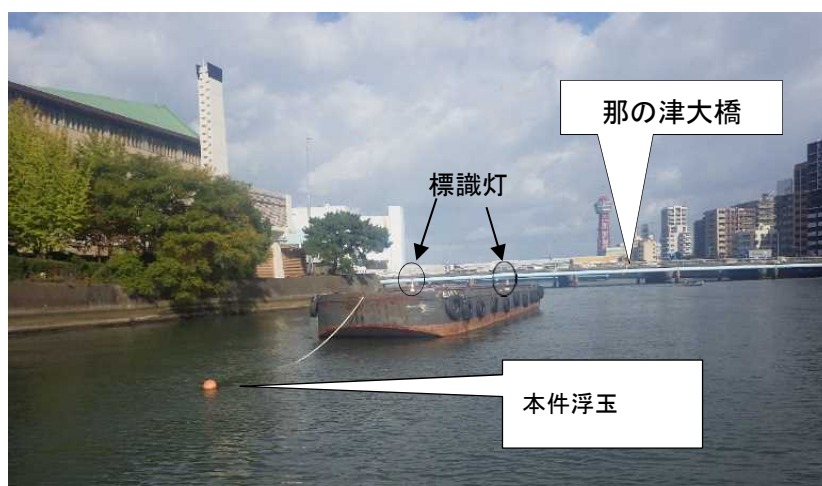


旅客Aが腰を掛けていた
プラスチック製の椅子の位置

写真2 A船



写真3 B船

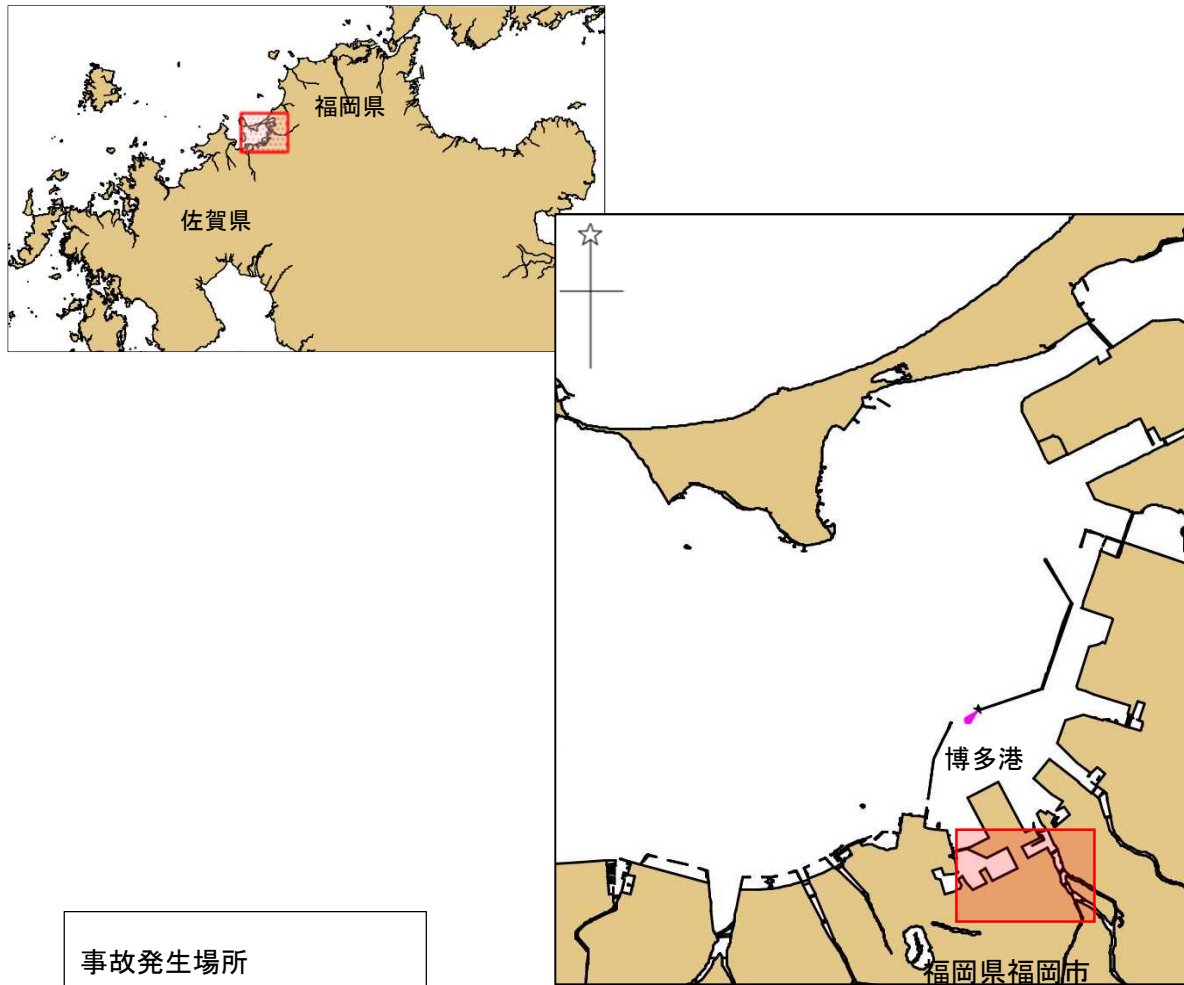


(付図1 事故発生経過概略図 参照)

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、B船がもう少し川岸寄りに係留されていると思った。 本事故の発生場所付近は、川幅が約100mで、本件浮玉は川岸から約10m離れたところに設置されていた。 旅客Aは、固定椅子の前の甲板上に並べて使用していたプラスチック製の椅子に腰を掛けていたところ、衝突の衝撃で同椅子が破損して転倒した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、那珂川を北北西進中、船長が、B船から離れて通過していると思い、船首方の那の津大橋を見ていて係留中のB船を目視で確認せず、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、那珂川において、A船が北北西進中、B船が係留中、船長が、B船から離れて通過していると思い、船首方の那の津大</p>

	<p>橋を見ていて係留中のB船を目視で確認せず、B船に対する見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、次の被害軽減策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定椅子の前の甲板上に並べて使用していたプラスチック製の椅子を撤去した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意を特定の対象物に限定することなく、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所
 (平成29年10月29日
 18時30分ごろ発生)



※国土院Webサイトの地理院地図使用